

生活環境影響事業の 事前協議の手引き

《2026年9月更新》

大津市環境部 環境政策課

問い合わせ先

大津市環境部環境政策課

〒520-8575 大津市御陵町3-1

TEL 077-528-2735

FAX 077-522-1097

E-MAIL otsu1121@city.otsu.lg.jp

目 次

1	事業者のみなさまへ	・・・1
2	事前協議の対象事業（生活環境影響事業） （1）生活環境に影響を及ぼすおそれのある 建築物を建築して行う事業 （2）生活環境に影響を及ぼすおそれのある 施設を使用し、又は建築して行う事業	・・・2
3	事前協議の手続きフロー	・・・4
4	事前協議書に必要な図書 別表1 関係所管課協議が必要なもの	・・・5
5	事業を行う場合に確保すべき事項 別表2 生活環境影響事業の環境配慮指針	・・・6
【参考】	記載例	・・・11

！ 注意 ！

行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を行うことは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

1 事業者のみなさまへ

本市では、大津市環境基本条例の理念にのっとり、市長、事業者及び市民の公害の防止並びに生活環境に対する配慮に関する責務を明らかにし、公害の発生源となる施設に関する規制並びに快適な生活環境の保全及び増進を図るため、必要な事項を定めることより、市民の健康を確保し、もって市民生活の向上に寄与することを目的とした、大津市生活環境の保全と増進に関する条例（以下「市条例」という。）を制定しています。

市条例施行規則第20条では、生活環境に影響を及ぼす事業（以下「生活環境影響事業」という。）を定めており、事業者がそれらの事業を実施する場合には、市条例第20条第1項第2号に基づき環境に配慮する事項に関し、事前に市と協議しなければなりません。

この手引きでは、生活環境影響事業の事前協議に関する手続きフローや提出に必要な書類等について記載している他、その事業計画の初期の段階において、実施する事業が与える周辺環境への負荷が少しでも低減されるよう、事業者のみなさまが環境への配慮を検討していただく事項（以下「環境配慮指針」という。）についてもまとめています。事業者の皆さまには、環境配慮指針を参考にして環境保全に努めていただきますようお願いいたします。詳細につきましては、環境政策課までお尋ねください。

2 事前協議の対象事業（生活環境影響事業）

（規則第20条）

次の表に掲げる事業を行おうとする者は、事前協議の対象となります。

（１） 生活環境に影響を及ぼすおそれのある建築物を建築して行う事業

建築物の種類	建築物の内容	規模	増築又は拡張
ア 物品の販売業を営むための店舗	卸売業又は小売業（飲食店業を除き物品加工修理業を含む。）を営む店舗の用に供される建築物、及び、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第10条第1項第1号に規定する物資の供給事業の用に供する建築物	床面積の合計が500㎡以上のもの（既存の建築物を増築することにより、床面積の合計が500㎡以上になるものを含む。）	左記に該当した建築物で、床面積の合計が500㎡以上、増築又は拡張するもの（敷地の状況から周辺の生活環境を阻害するおそれがないと市長が特に認めるものを除く。）
イ 病院	医療法（昭和23年法律第205号）に基づく病院		

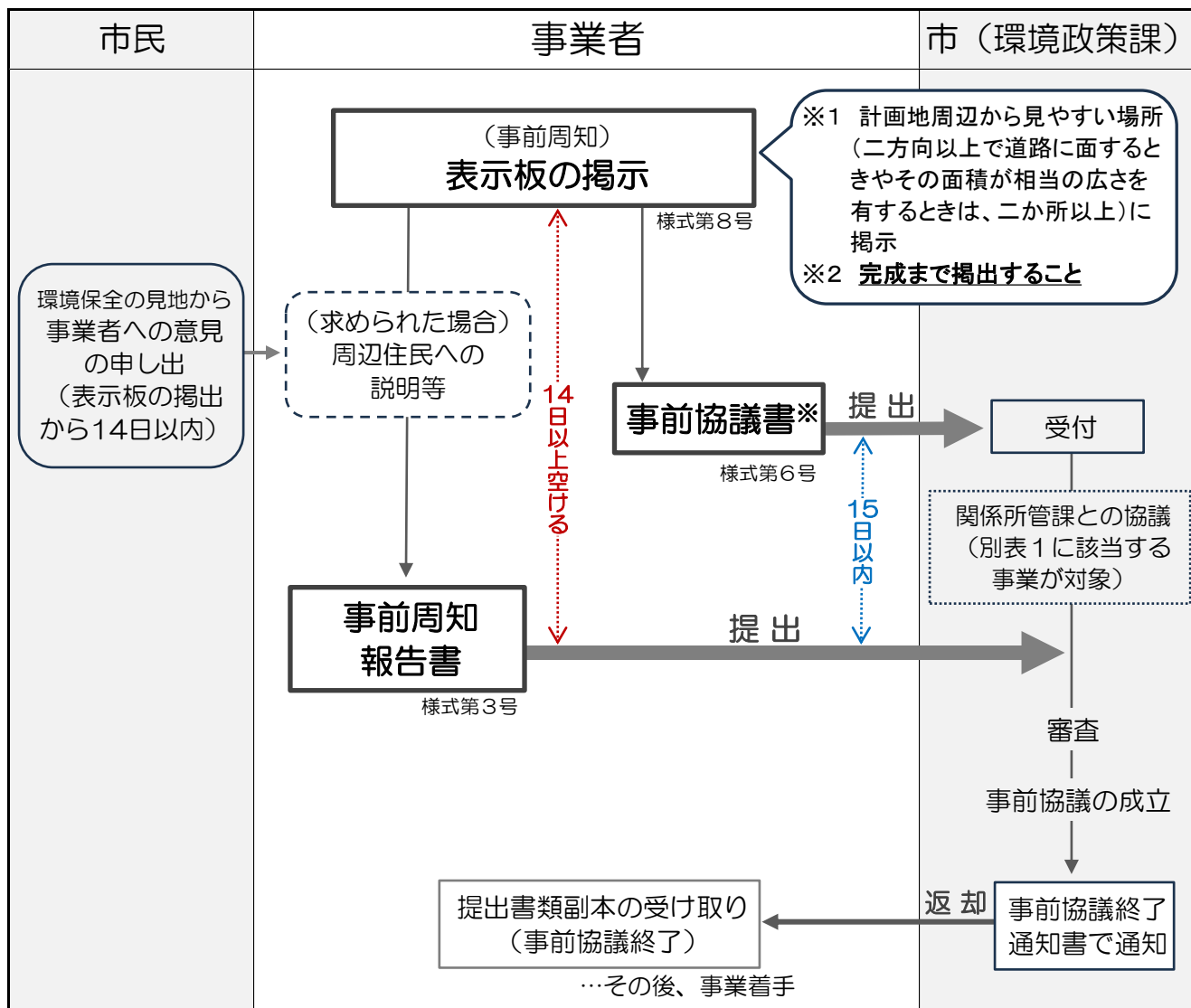
（２） 生活環境に影響を及ぼすおそれのある施設を使用し、又は建築して行う事業

建築物の種類	建築物の内容	規模	増築又は拡張
ア 工場又は作業場	物品の製造、加工、洗浄、塗装、解体その他これらに類する目的に供する施設（ただし、工事現場の仮設建築物を除く。）	床面積の合計が 50㎡以上 又は 敷地面積が 150㎡以上のもの （既存の施設を使用して事業を行う場合も含む。）	左記に該当した建築物又は施設を、床面積の合計が50㎡以上又は敷地面積が150㎡以上増築又は拡張して行うもの （敷地の状況から周辺の生活環境を阻害するおそれがないと市長が特に認めるものを除く。）
イ 駐車場又は 自動車ターミナル	駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条に規定するもの	自動車の駐車の用に供する面積が500㎡以上のもの	
	自動車ターミナル法（昭和34年法律136号）第2条第4項に規定するもの		
ウ 倉庫	倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第1項及び第2項に規定するもの	床面積の合計が 500㎡以上のもの	

建築物の種類	建築物の内容	規模	増築又は拡張
エ 資材置場	土木工事又は建築物の建築のための材料及び機械類若しくは木材、土石その他の資材を継続して保管する施設及び場所（都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域を除く。）	敷地面積が 500㎡以上のもの	左記に該当した建築物又は施設で、床面積の合計が50㎡以上又は敷地面積が150㎡以上増築又は拡張して行うもの （敷地の状況から周辺の生活環境を阻害するおそれがないと市長が特に認めるものを除く。）
オ 給油取扱所	危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第3条第1項に規定するもの	全てのもの	
カ ボーリング場、 スケート場、ス イミングプー ル、ゴルフ練習 場その他これら に類するもの	これらに類するものとは、バッティングセンター、フィールドアスレチックその他のスポーツ練習場等（体育館を除く。）をいう。	全てのもの	
キ パチンコ屋、 マージャン屋、 ゲームセンター その他これらに 類するもの	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号及び第8号に規定するもの	全てのもの （既存の施設を使用して事業を行う場合も含む。）	
ク 飲食店	食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第34条の2第2号に規定するもの	業務の用に供する総床面積が、100㎡以上のもの （既存の施設を使用して事業を行う場合も含む。）	
ケ 動物を飼育するための施設	規模の欄に掲げる動物をそれぞれに定める数以上飼養し又は収容するためのもの（猪豚は豚に含む。）	(ア) 牛 5頭 (イ) 馬 5頭 (ウ) 豚 10頭 (エ) 猪 10頭 (オ) 鶏 500羽	

3 事前協議の手続きフロー

あらかじめ、法律に基づく許認可を取り扱う担当課で土地利用の適否の相談を済ませておいて下さい。



※ 事前協議書の提出は、その他の確認申請書等の提出又は当該事業を行おうとする
おおむね30日前に提出すること。

(その他の確認申請書)
建築確認申請書、開発許可申請書など

<事前協議書提出後の事業計画**変更**について>

以下の事項について事業の変更がある場合、事前協議変更届出書（様式第7号）を速やかに届け出ること。

- (1) 事業者の住所又は氏名法人にあっては、その名称
- (2) 床面積又は敷地面積
- (3) 建築物又は施設の構造（軽微なものを除く）
- (4) 建築物又は施設の配置（軽微なものを除く）

※ 変更後の事業について、必要な場合は再度事前協議を実施すること。

※ 事業を中止する場合も、変更と同様に事前協議中止届出書（様式第7号）を提出すること。

4 事前協議書に必要な図書

生活環境影響事業を行う者は、事前協議書に次の図書を添えて環境部環境政策課に提出してください。なお、提出書類は正副2部必要です。

- (1) 付近見取図
- (2) 事業予定地周辺の現況図
- (3) 建築物又は施設の敷地内配置図、平面図、立面図及び断面図
- (4) 機械類の一覧表（簡易様式有り）及び配置図
- (5) 事業概要書（簡易様式有り）
原料から出荷までの生産の流れ、保管する物品、駐車自動車台数等事業の概要を詳しく記入してください。特に、原材料、製品名等は詳しく記入してください。
- (6) 事前配慮計画書（簡易様式有り）
事前配慮チェックシート（様式有り）にて、事業ごとに定められたチェック項目を自己評価し、ランクⅠで評価項目に×がついたものについて対策を記入してください。（p.6～参照）
- (7) 表示板の掲出を証する写真
表示板の内容がわかる近景及び表示板の設置状況がわかる遠景の2枚が必要です。
- (8) その他市長が必要と認める図書
委任状、施設・設備の写真・カタログ、排水経路図（雨水・汚水）、換気経路図、騒音対策検討資料、必要駐車台数検討資料 等

簡易様式は大阪市ホームページ（<https://www.city.otsu.lg.jp>）よりダウンロードできます。
ホーム > 事業者向け > 環境対策 > 公害防止 > 生活環境影響事業の事前協議

★ただし、関係課と協議が必要な事業（別表1）については、事前協議書表紙のコピーに次の図書を必要部数添えて環境部環境政策課に提出し、関係所管課と協議してください。

- | | |
|------------------------|--------------------|
| (1) 付近見取図 | (2) 事業予定地周辺の現況図 |
| (3) 建築物又は施設の敷地内配置図、平面図 | (4) 事業概要書 |
| (5) 事前配慮計画書 | (6) その他市長が必要と認める図書 |

別表1 関係所管課協議が必要なもの

事業の種類	規模
物品の販売業を営むための店舗	床面積の合計が1,000 m ² 以上
病院	
工場又は作業場	床面積若しくは敷地面積が1,000 m ² 以上
駐車場又は自動車ターミナル	
倉庫	床面積の合計が1,000 m ² 以上
資材置場	敷地面積が1,000 m ² 以上
給油取扱所	
ボーリング場、スケート場、スイミングプール、ゴルフ練習場その他これらに類するもの	床面積の合計が1,000 m ² 以上
パチンコ屋、マージャン屋、ゲームセンター、その他これらに類するもの	
飲食店	
動物を飼育するための施設	敷地面積が1,000 m ² 以上

※ 別表1以外であっても、必要に応じて関係課と協議を行ってください。

5 事業を行う場合に確保すべき事項

大津市の条例では、市民の健康で文化的な生活を維持するため、事業者の責務として以下のように定められています。

○大津市環境基本条例

「良好な環境の保全と創造に関する社会的責任を認識し、その事業活動に伴う環境の保全上の支障を防止し、及びその事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない」

○大津市生活環境の保全と増進に関する条例

「事業活動に伴って生ずる汚水等、ばい煙等及び廃棄物を適正に処理するなど、公害の発生を防止するため、自己の責任において必要な措置を講じなければならない」

「法令等に規定する規制基準を遵守するにとどまらず、環境への負荷を低減するなど環境汚染の防止に最大の努力を払わなければならない」

事業を行おうとする人は、地域環境の保全について深い自覚を持ち、次の事項を中心に適切な環境保全対策を講じてください。

- (1) 別表2（p.7～）に定める環境配慮指針を基に、事前配慮計画書を作成してください。環境配慮指針の内容について事前に検討される場合は、必要に応じて関係課と協議してください。なお、事業の内容によっては、ここに掲げた関係課以外と協議を行っていただく場合があります。
- (2) 緑化の推進や景観対策等により、企業内環境の保全と増進はもちろん、地域が進める環境保全に関する活動に積極的に協力し、快適な生活環境づくりに努めてください。
- (3) その他市長が必要と認める事項について対策を講じてください。

＜事前配慮計画書の記入例＞

※ 簡易様式は大津市ホームページ（<https://www.city.otsu.lg.jp>）よりダウンロードできます
ホーム > 事業者向け > 環境対策 > 公害防止 > 生活環境影響事業の事前協議

事前配慮チェックシート(生活環境影響事業－工場・作業場)						
区分	番号	項目	ランク	段階	評価項目	チェック欄
生活環境	201	建築物及び諸施設の配置並びに公害対策	I	計画段階	計画地は工業専用地域・工業地域・商業地域・近隣商業地域である。	✓
					空調・冷凍機室外機は防音対策が施されている屋上に設置する。	✓
	204	工事による騒音・振動対策	I	施工段階	防音シート(防音パネル)を設置する。	✓
		規制基準の遵守(特定建設作業)			国土交通省が指定する低騒音型建設機械を使用する。	✓
					騒音を発生する作業(生コン打設・金属加工などを含む)は日の出前及び日没後は行わない。	✓
					地域住民に工事内容を十分説明する。特に騒音・振動を発生する工程についてはその都度実施する。	✓
					民家に近接しての動力源、コンプレッサ、ポンプなどの設置はない。	✗
					早朝(朝8時まで)・夜間の資材搬入は行わない。	✓
					低騒音・低振動工法を採用する。	✓

事前配慮計画書

この計画書は、チェックシートにおいてランク I で評価項目に×をつけたものについて対策を記入するものです。

記入例

1	204	民家に近接しての動力源、コンプレッサ、ポンプなどの設置計画はない。
敷地利用の都合により、隣地民家に近接してコンプレッサを設置することになるため、隣地境界にコンクリートブロック塀を設置し、隣地への影響を少なくする。		

別表2 生活環境影響事業の環境配慮指針

事業の種類

- | | | | |
|-------------------|-------------|-----------------|-------------------|
| 1 物品の販売業を営むための店舗 | 2 医療法に基づく病院 | 3 工場又は作業場 | 4 駐車場又は自動車ターミナル |
| 5 倉庫 | 6 資材置場 | 7 給油取扱所 | 8 ボーリング場、スケート場・・・ |
| 9 パチンコ屋、マージャン屋・・・ | 10 飲食店 | 11 動物を飼育するための施設 | |

※区分の◎、○印は重要度を表しており、○印については市と協議の上、配慮項目から除くことができます。

分類	主な配慮事項	配慮指針項目	区分	関係課	事業の種類										
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
(1) 自然環境	1 自然環境資源の保全と活用	- 周辺の緑地・古木・大木、水路等の水辺、生息している動植物などの自然環境資源の適切な保全を図るよう努める - 特に良好な緑やランドマークとなる大木など、地域の自然環境の特徴となるものは、極力その場で活用するよう配慮する	○	公園緑地課 環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 移植等による既存の植生等の活用	- やむを得ず既存の植生・地形を改変する場合は、移植等により既存の植生の保全を図るとともに、環境資源としての活用にも努める - 土砂採取等、土地をさわるものについては、現地表土を利用した再緑化に努める	○	公園緑地課 環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3 生態系への配慮	- 貴重な植物群落、野生動物の生息地、湧水池での造成はできるだけ避けるよう配慮する - 保存する必要がある樹木や植物等は、工事機器による損壊を防ぐため、柵などにより保護に努める	○	公園緑地課 環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 生活環境	1 沿道等建物用途への配慮	沿道や鉄道沿線などの施設では、騒音や排気ガスなど交通公害の影響に配慮した建物用途・施設配置に努める	○	環境政策課	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	2 資材等の適正な管理	供用後における資材などの保管は、粉じん等が飛散しないよう、散水、防塵カバーの設置など、適正な処置を講じるよう配慮する	◎	環境政策課	○	×	○	×	×	○	×	×	×	×	○
	3 工事による騒音・振動対策	低騒音・低振動型建設工法の採用、低騒音型機械の使用、建設機械の配置、工事時間帯の調整、防音パネル・防音シートの設置等により、周辺地域への影響を低減するよう配慮する	◎	環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4 工事現場の排水対策	工事に伴う排水は、沈砂池などにより適切に処理するよう努める	◎	開発調整課 環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5 工事中の粉じん対策	シートの設置、散水などによる適切な対策を講じるよう努める	◎	環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6 工事車両による公害対策	工事車両は、周辺への騒音、振動、排気ガスの影響を低減するよう努めるとともに、不要なアイドリングの防止にも配慮する	◎	環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		工事車両の走行にあたっては、交通渋滞を引き起こさないよう走行ルートに配慮するとともに、工事現場周辺の通行の安全確保に努める	◎	地域交通政策課 環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		工事車両が事業地から出入りする際は、土砂等を道路に流出させないように配慮し、もし道路を汚損した場合は早急に清掃する	◎	路政課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

事業の種類

- | | | | |
|-------------------|-------------|-----------------|-------------------|
| 1 物品の販売業を営むための店舗 | 2 医療法に基づく病院 | 3 工場又は作業場 | 4 駐車場又は自動車ターミナル |
| 5 倉庫 | 6 資材置場 | 7 給油取扱所 | 8 ボーリング場、スケート場・・・ |
| 9 パチンコ屋、マージャン屋・・・ | 10 飲食店 | 11 動物を飼育するための施設 | |

※区分の◎、○印は重要度を表しており、○印については市と協議の上、配慮項目から除くことができます。

分類	主な配慮事項	配慮指針項目	区分	関係課	事業の種類										
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
(2) 生活環境	7 工事現場周辺の美化	工事現場及び周辺では、建築資材、ごみや廃材等の整理・整頓に努め、 ・周辺環境を損なわないよう配慮するとともに、廃棄物については、適正保管及び適正処理を遵守する	◎	廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8 供用後の騒音・振動対策	計画に際しては、周辺地域の環境基準等に照らし、周辺の生活環境を保 ・全するよう必要に応じて防音・防振対策や緩衝帯の設置等の適切な対策に配慮する	◎	環境政策課	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○
		商品の搬出入・物質輸送に係る車両や荷役作業による騒音・振動等に配慮した建物の配置となるよう努める	◎	環境政策課	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○
		騒音・振動が発生する施設を有する場合は、低騒音型機器の選定、防音対策等、発生源対策に努める	◎	環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		商品の搬出入作業や来客等及びそれに係る車両等から発生する騒音・振動についての対策に配慮し、周辺住民へ与える影響が低減されるよう努める	◎	環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		拡声器を設置、使用する場合には、その稼働時間や音量について、周辺の生活環境に配慮する	◎	環境政策課	○	×	○	×	×	×	○	○	○	×	×
	9 供用後の水質汚濁対策	汚水発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める	◎	環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		下水道整備地域の汚水は、下水道に排除し、下水道未整備地域等下水道への接続が困難な地域については適切な排水処理施設を設置するなど、水質汚濁の防止に努める	◎	環境政策課 廃棄物減量推進課 お客様設備課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		敷地からの排水を適切に行うため必要に応じ、沈殿槽等適切な排水処理施設を設置するとともに、その維持管理に努める	○	環境政策課	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
		家畜ふん尿の適正処理等により、水質汚濁や土壌汚染の防止に努める	◎	環境政策課 農林水産課	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
	10 洗車施設対策	洗車場を設置する場合は、規模に応じた油水分離施設（5槽以上）を設置するよう努める	◎	環境政策課 消防局予防課	○	×	○	○	○	×	○	×	×	×	×
	11 地下水の保全	施設供用後に地下水を利用する場合には、必要に応じて地下水脈等の実態を調査し、地盤沈下の防止や地下水の保全に努める	◎	環境政策課	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	12 油類等の流出防止	油類等を取り扱う場合は、当該物質が流出しない措置を講ずるよう努める	◎	消防局予防課 環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	13 供用後の大気汚染防止対策	低硫黄燃料、低窒素酸化物燃料の利用等により、大気汚染物質発生量の抑制に努める	◎	環境政策課	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○

事業の種類

- 1 物品の販売業を営むための店舗 2 医療法に基づく病院 3 工場又は作業場 4 駐車場又は自動車ターミナル
 5 倉庫 6 資材置場 7 給油取扱所 8 ボーリング場、スケート場・・・
 9 パチンコ屋、マージャン屋・・・ 10 飲食店 11 動物を飼育するための施設

※区分の◎、○印は重要度を表しており、○印については市と協議の上、配慮項目から除くことができます。

分類	主な配慮事項	配慮指針項目	区分	関係課	事業の種類										
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
(2) 生活環境	13 供用後の大気汚染防止対策	・ばい煙発生施設等の施設及びこれらの処理施設については適正な維持管理体制の整備に努める	◎	環境政策課	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○
		・作業中に粉じんが発生するおそれがあるものについては、粉じんを発生しないよう機械・器具の使用及び作業方法について配慮するとともに、特に夜間作業は、極力行わないよう配慮する	◎	環境政策課	○	×	○	×	×	○	×	×	×	×	○
	14 悪臭の防止	・臭気が発生する工場等を有する場合、防臭装置の設置や、密封性の高い施設を整備するなど、発生の抑制に努める	◎	環境政策課	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
		・悪臭の発生を防ぐとともに、悪臭により周辺地域への影響が生じないように努める	◎	環境政策課	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×
		・家畜ふん尿の適正処理や、畜舎の清掃等を行い、悪臭の発生抑制に努める	◎	環境政策課 農林水産課	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
	15 生産工程、原材料等の見直し・改善	・生産工程、原材料については、極力公害発生の原因とならないものを導入するとともに、技術開発により大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭物質の発生抑制に努める	◎	環境政策課	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	18 駐車場周辺への配慮	・駐車場の設置にあたっては、駐車場へ出入りする車の隣接地への騒音、排気ガスによる影響や早朝・深夜の出入り音等に配慮する	◎	環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	19 駐車場付近での安全対策	・駐車場の出入口には、必要に応じて歩行者用出入口を設けるなど、駐車場周辺の交通安全の確保に努める	◎	地域交通政策課 環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	20 光害対策	・光やその反射による影響を防止するため、建築物や屋外広告物等の工作物の照明などの設置等については、周辺地域への影響を極力少なくするよう十分に配慮する	○	環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	21 公害発生状況の把握	・公害の発生状況を監視するため、必要に応じて大気、水質、騒音などの測定を行うとともに、周辺への影響の把握に努める	◎	環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 快適環境	1 景観形成への配慮	・建造物の形態・意匠（特に外観・配置・高さ・色彩など）は、隣接する建造物との関連や周辺環境との調和を図るなど、屋外空間全体を考慮に入れた設計に努める ・屋外広告物の形態・意匠は、景観の形成上重要な要素であり、できるだけ周辺への調和、連続性に配慮する	○	都市計画課 環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 敷地内の緑化等	・可能な限り敷地内に緑化スペースを確保し、屋上緑化、壁面緑化など多様な緑化を進めるとともに、沿道など周辺環境との調和を図るよう努める	◎	公園緑地課 環境政策課	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○
	3 緑化位置や樹種の選定	・緑化スペースの配置や樹種の選定については、遮光・防音など緑がもつ多様な機能を生かすよう配慮する	○	公園緑地課 環境政策課	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○

事業の種類

- | | | | |
|-------------------|-------------|-----------------|-------------------|
| 1 物品の販売業を営むための店舗 | 2 医療法に基づく病院 | 3 工場又は作業場 | 4 駐車場又は自動車ターミナル |
| 5 倉庫 | 6 資材置場 | 7 給油取扱所 | 8 ボーリング場、スケート場・・・ |
| 9 パチンコ屋、マージャン屋・・・ | 10 飲食店 | 11 動物を飼育するための施設 | |

※区分の◎、○印は重要度を表しており、○印については市と協議の上、配慮項目から除くことができます。

分類	主な配慮事項	配慮指針項目	区分	関係課	事業の種類										
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
(3) 快適環境	4 緩衝緑地帯等の設置	・ 建築物等の敷地と隣接する部分については、必要に応じて緩衝緑地帯等を設置するよう努める	○	公園緑地課 環境政策課	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×
	5 生態系に配慮した緑化	・ 緑化のための樹種の選定に際しては、土壌、地形等を考慮し、花や実が生るなど野鳥や小動物などの生態系に変化が生じないよう環境づくりに努める	○	公園緑地課 環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7 荷役場所等の確保	・ 荷役や搬出入車により、周辺道路に影響を及ぼさないよう配慮する	◎	地域交通整理課 環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
(4) 地球環境	1 工事における建設資材の再利用等	・ 建築用型枠材等の資材は、熱帯材の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できるものを利用するなど、材料や工法などに配慮する	◎	環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 廃棄物の減量・リサイクル	・ 事業活動に伴って発生する廃棄物及び副産物は、分別回収に努め、再生資源として活用するなど、廃棄物の減量化、再使用、再生利用の促進を図るとともに、廃棄物については適正処理を行う	◎	廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課 環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3 省資源・省エネルギーの推進	・ コージェネレーションやヒートポンプ機器、高効率照明、断熱性の高い建物等、エネルギー効率がよくCO2ガスの排出量が少ない機器や建物の導入に努める	◎	環境政策課	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×
		・ 太陽光発電や太陽熱利用などの新エネルギーの導入に努める	◎	環境政策課	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	×
		・ 水の循環利用や中水道システムの導入など、水資源の有効利用に努める	◎	環境政策課	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	×
	4 雨水浸透への配慮	・ 地下水の涵養と排水路等への負荷軽減を図るため、オープンスペース・駐車場などについては透水性のある舗装等を可能な限り採用し、地表面を必要以上にコンクリート等で覆うことのないよう雨水浸透に配慮する	○	道路・河川管理課 環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5 雨水等の貯留・活用	・ 敷地内の雨水や排水は、散水や洗浄用水への活用を図るなど、その利用・貯留に配慮する	○	道路・河川管理課 環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6 車輛による負荷の低減	・ 通勤のための車使用自粛や、電気・天然ガス自動車等の低公害車の導入を図るとともに、ディーゼル車の使用をできるだけ避けるように努める	◎	環境政策課	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×
		・ 供用後について、利用者等に対してアイドリングストップや無用空ぶかしをしないなどのエコドライブに努めるよう配慮する	◎	環境政策課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		・ 供用後について、利用者等に対して公共交通機関の利用に努めるよう配慮する	◎	環境政策課	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	×

【参考】

記載例

様式第6号（第21条関係）

生活環境影響事業事前協議書

確認申請書等の提出の
30日前までに提出ください

〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

(宛先)

大 津 市 長

住所 **大津市〇〇〇町〇番〇号**
氏名 **大津 太郎**
(電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
〔 法人あつては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地 〕

大津市生活環境の保全と増進に関する条例第20条第1項第2号の規定により、次のとおり協議します。

1	事業場所	大津市 〇〇〇町 〇番 〇号		
	用途地域	近隣商業地域		
2	事業内容	料理飲食店		
3	工事予定期間	〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 ～ 〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
4	設計者	住所 大津市〇〇〇町〇番〇号 氏名 株式会社 大津市設計 大津 三郎 (電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇) 設計資格		
5	工事施工者	住所 大津市〇〇〇町〇番〇号 氏名 株式会社 大津市建設 大津 五郎 (電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇) 工事施工者がまだ決まってい ない場合は未定と記入し てください		
6	工事種別	新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 移転 ・ 用途変更 ・ その他		
7	概要	当該部分	当該以外の部分	合計
敷地面積		227.07 m ²	0 m ²	227.07 m ²
建築物の建築面積		181.52 m ²	0 m ²	181.52 m ²
建築物の延べ面積		305.52 m ²	0 m ²	305.52 m ²
	その他	保管物品 酒類 駐車台数 15 台 建築物の構造 鉄骨造 2 階（地上） 高さ最高 8.03 m		
添付図書	1 付近見取図 2 事業予定地周辺の現況図 3 建築物又は施設の配置図、平面図、立面図及び断面図 4 機械類の一覧表及び配置図 5 事業概要書 6 事前配慮計画書 7 条例施行規則第23条第1項に規定する表示板の掲出を証する写真 8 その他市長が必要と認める図書 合計 = (当該部分) + (当該以外の部分)			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること

表 示 板

大津市生活環境の保全と増進に関する条例に基づく表示板	
事業計画の概要 (事業の名称) (仮称) 飲食店舗新築工事	
1 建築物の構造等	地下 0 階 地上 2 階 (高さ最高 8.03 m)
2 建築物の建築面積	181.52 m ²
3 建築物の延べ面積	305.52 m ²
4 敷地面積	227.07 m ²
5 事業内容	料理飲食店
6 事業者	住所 大津市〇〇〇町〇番〇号 氏名 大津 太郎 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
7 設計者	住所 大津市〇〇〇町〇番〇号 氏名 株式会社 大津市設計 大津 三郎 (電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
8 工事予定期間	〇〇〇年 〇〇月 〇〇日 ~ 〇〇〇年 〇〇月 〇〇日
9 事業開始予定期日	〇〇〇年 〇〇月 〇〇日
10 その他	この事業について、詳しくお知りになりたい方又はご意見のある方は、 〇〇〇年 〇〇月 〇〇日 までに事業者までご連絡ください。
この日は掲出日に+14した日を記載してください 〇〇〇年 〇〇月 〇〇日 掲示	

90cm以上

90cm以上

※表示板は当該生活環境影響事業に係る建築物又は施設の建築その他の工事が完了するまで掲出してください。

様式第3号(第15条、第23条、第30条、第32条の5関係)

事前周知報告書

表示板の掲出より15日以上後かつ
事前協議書提出から15日以内に
提出ください

〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

(宛先)
大 津 市 長

住所 **大津市〇〇〇町〇番〇号**
氏名 **大津 太郎**
(電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
〔 法人あつては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地 〕

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則第15条第4項(第23条第5項、第30条第1項、第32条の5第4項)の規定により、次のとおり報告します。

1 事業の名称	(仮称) 飲食店舗新築工事		
2 事業者	住所 大津市〇〇〇町〇番〇号 氏名 大津 太郎	(電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)	
3 事前協議の期日又は 事前配慮届出書の提出 予定期日	〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
4 表示板の設置期日	〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日		
5 説明会の開催日時	〇〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇〇年〇〇月〇〇日		
6 説明会の開催回数	2 回	説明会が開催されなければ 〇回と記入ください	
7 説明会の出席者	別紙のとおり	説明会の内容が分かる議事録等 を添付してください	
8 出席者の意見	別紙のとおり		
9 出席者の意見に対 する措置	別紙のとおり		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること

環境政策課 主要提出書類一覧

※提出する届出書は正副2部必要です

	根拠法 ・ 条例	届出 ・ 申請書等	提出期日
水質	水質汚濁防止法 滋賀県公害防止条例 滋賀県富栄養化防止条例 大津市生活環境の保全と増進に関する条例	特定施設・指定施設・汚水発生施設設置（変更）届出書	施設設置工事の60日前まで
		特定施設・指定施設・汚水発生施設使用廃止届出書（その他：氏名等変更、承継）	事実発生後30日以内
		指定工場等設置（変更）許可申請書	設置（変更）前
大気	大気汚染防止法 滋賀県公害防止条例 大津市生活環境の保全と増進に関する条例	ばい煙発生施設・ばい煙等発生施設設置（変更）届出書	施設設置工事の60日前まで
		粉じん発生施設設置（変更）届出書	法一般粉じん 設置（変更）前
			法特定粉じん 着工60日前まで
			市条例 着工60日前まで
		ばい煙発生施設・ばい煙等発生施設使用廃止届出書（その他：氏名等変更、承継）	事実発生後30日以内
		指定工場等設置（変更）許可申請書	設置（変更）前
		特定粉じん排出等作業実施届出書	作業実施の14日前まで
騒音 振動	騒音規制法 振動規制法 大津市生活環境の保全と増進に関する条例	特定施設・騒音発生施設・振動発生施設設置（変更）届出書	施設設置工事の30日前まで
		特定施設・騒音発生施設・振動発生施設使用全廃止届出書（その他：氏名等変更、承継）	事実発生後30日以内
		特定建設作業実施届出書	作業実施の7日前まで
土壌	土壌汚染対策法	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	形質変更着手の30日前まで
公害 防止	大津市生活環境の保全と増進に関する条例	生活環境影響事業事前協議書	建築基準法に基づく確認申請の30日前まで
		大規模建設等事業の事前配慮届出書	実施の14日前まで
		環境管理統括者選任（変更）届出書	選任後30日以内
	大津市特定旅館建築規制条例	旅館等建築計画届出書	建築基準法に基づく確認申請の前